

# 税務ポイント

## (会社の税務 よろず相談室<sup>203</sup>) 法人税 その62 貸倒損失として処理できる場合

Q. 法人の有する金銭債権について、貸倒損失の計上  
が認められるための事実とその対象となる金額およ  
び損金算入時期を教えてください。また、連帯保証  
人がいる場合の貸倒れの判断も教えてください。

A.

### 1 金銭債権が切り捨てられた場合

次に掲げるような事実に基づいて切り捨てられた  
金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算  
入されます。

- ① 会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に  
関する法律、会社法、民事再生法の規定により切  
り捨てられた金額
- ② 法令の規定による整理手続によらない債権者  
集会の協議決定および行政機関や金融機関などの  
あっせんによる協議で、合理的な基準によって切  
り捨てられた金額
- ③ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、  
その金銭債権の弁済を受けることができない場合  
に、その債務者に対して、書面で明らかにした債  
務免除額

### 2 金銭債権の全額が回収不能となった場合

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回  
収できないことが明らかになった場合は、その明ら  
かになった事業年度において貸倒れとして損金経理  
することができます。ただし、担保物があるときは、  
その担保物を処分した後でなければ損金経理はでき  
ません。

なお、保証債務は現実に履行した後でなければ貸  
倒れの対象とすることはできません。

### 3 一定期間取引停止後弁済がない場合等

次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者  
に対する売掛債権（貸付金などは含みません。）につ  
いて、その売掛債権の額から備忘価額（※）を控除し  
た残額を貸倒れとして損金経理をすることができます。

（※） 備忘価額とは…実質的に価値の喪失した資産等  
を帳簿等に記載する用語

- ① 継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、  
支払能力等が悪化したため、その債務者との取引  
を停止した場合において、その取引停止の時と最  
後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上  
経過したとき（ただし、その売掛債権について担  
保物のある場合は除きます。）

なお、不動産取引のように、たまたま取引を行っ  
た債務者に対する売掛債権については、この取扱  
いの適用はありません。

- ② 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取  
立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない  
場合

### <連帯保証人がいる場合の貸倒れの判断>

Q. 貸付先の資産状況、支払能力等からみて貸付金  
の全額が回収できないことが明らかになった場合に  
は、担保物を処分した後に貸倒損失とすることがで  
きる取り扱いとなっていますが、連帯保証人がいる  
場合には、その連帯保証人についても回収不能かど  
うかの判断をしなければならないのでしょうか。

A. 連帯保証人についても、回収不能かどうか判断す  
る必要があります。

金銭債権について連帯保証人がいる場合には、そ  
の連帯保証人は、その債務の返済に関しては債務者  
と同等の立場にあると考えられることから、その連  
帯保証人等の資産状況、支払能力等を勘案して、そ  
の貸付金が回収不能かどうかの判断をすることにな  
ります。

税制委員会：山口優子、木下茂登次、蒲生浩明 グループ稿）  
（監修：関東信越税理士会 松本支部）

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



**部員募集中!!**

お問合せは事務局（☎35-8080）まで！